

協力対象施設入所者入院加算に係る連携体制

当院は社会福祉法人長崎厚生福祉団が設置経営する以下の施設について
協力医療機関に関する協定を締結しています。

協力医療機関と定める介護保険施設等

1. 特別養護老人ホーム 鶴舞苑
2. 特別養護老人ホーム 鶴舞苑Ⅱ
3. 介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森
4. 介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ

連携体制

1. 入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
2. 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。
3. 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護保険施設等の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保する。
4. 1年に1回以上、当該施設と協力医療機関の間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。
5. 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能になった場合においては、速やかに再入所させる体制を確保する。
6. 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関と、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を行う。